

臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

・株式会社エー・アンド・デイの
定款の定め

・株式会社エー・アンド・デイの
最終事業年度に係る計算書類等の内容

2022年2月9日

株式会社ホロン

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、
当社ウェブサイト(<https://www.holon-ltd.co.jp/ir/>)に掲載することにより
株主の皆様に提供しております。

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社エー・アンド・デイ（英文では A&D Company, Limited）と称する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子応用機器の設計製造販売
- (2) 電気計測器の設計製造販売
- (3) 計量器の設計製造販売および検定
- (4) デジタル血圧計の設計製造販売
- (5) 電子医療機器の設計製造販売
- (6) 各種健康機器の設計製造販売
- (7) 前各号の機械器具・計測器・計量器およびこれらの部品の輸出入ならびに販売
- (8) 動産または不動産の賃貸ならびに管理
- (9) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する手続きならびに手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集および招集地)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 招集地は、東京都または、埼玉県とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の決議に基づきあらかじめ取締役会が定める代表取締役が招集しその議長に任ずる。ただし当該代表取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がその任にあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会毎に当会社に代理権を証明する書面を差し出すことを要する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社に取り締役10名以内を置く。

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議によって取締役会長および取締役副会長を選定することができる。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役の補欠選任)

第23条 取締役に欠員を生じたときは補欠選任を行う。ただし法定の員数を欠かず、かつ業務に差しつかえを生じないときは、次の株主総会または改選期まで、その選任を延期することができる。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は法令または本定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に定める当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集しその議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の補欠選任)

第34条 監査役に欠員を生じたときは補欠選任を行う。ただし法定の員数を欠かず、かつ業務に差しつかえを生じないときは、次の株主総会または改選期まで、その選任を延期することができる。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を1名以上選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第47条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第48条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れるものとする。

2. 剰余金の配当および中間配当には、利息をつけないものとする。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経済環境は、日本においては新型コロナウイルス感染症拡大による二度の緊急事態宣言により経済活動が制限されたことに伴い景気低迷となりました。海外では、中国において早期に経済活動を再開し、米国においても大規模な経済対策やワクチンの普及等により経済活動の再開が進展している一方で、欧州においては英国型等の変異株による感染再拡大に伴い経済活動の制限が長期化しています。総じて世界経済の状況は、ワクチンの接種が行われているものの、変異株の流行に加え、米中貿易摩擦が継続していることもあり先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、感染症拡大防止を目的として、WebinarやWeb会議等を活用し営業活動を推進して参りました。また、製品のコストダウン活動を推進するとともに固定費の抑制に努めるなか、お客様や社会における多様なニーズやその変化に対応するため、引き続き成長分野に対する積極的な投資を行うことで他社との差別化を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は48,424百万円（前連結会計年度比1.6%減）、営業利益は4,404百万円（前連結会計年度比19.0%増）、経常利益は4,564百万円（前連結会計年度比33.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,339百万円（前連結会計年度比111.8%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

「計測・計量機器事業」

日本においては、新型コロナウイルス感染症拡大により、需要の低迷、設備投資の先送りが見られ、計量機器、計測・制御・シミュレーションシステム

(DSPシステム)を始めとして、軒並み前年同期比で売上が減少し、利益も落としています。半導体製造関連装置も計画通りの売上を獲得したものの減収となりました。

米州においては、計測・制御・シミュレーションシステム (DSPシステム) において前年同期比で売上は減少したものの、受注は下期から回復基調となっております。また、計量機器においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため売上は伸び悩みましたが経費削減に努めた結果、増益となりました。

アジア・オセアニアにおいては、豪州において金属検出機・ウェイトチェッカを始めとした計量機器全般の売上が増加し、韓国・インドにおいても経済活動が徐々に回復し売上は堅調となりました。さらに、前第4四半期連結会計期間に子会社化した台湾の子会社 (A&D SCIENTECH TAIWAN LIMITED) の売上も寄与し、前年同期比で増収増益となりました。

これらの結果、計測・計量機器事業の売上高は26,662百万円 (前連結会計年度比13.3%減)、営業利益は1,693百万円 (前連結会計年度比33.5%減) となりました。

「医療・健康機器事業」

日本においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、非接触型体温計を中心に健康機器事業は売上が大きく増加し、医療機器については医療用計量器が徐々に回復し堅調な売上となり、売上及び利益ともに大きく増加しました。

米州においては、米国において大口案件の出荷が継続している他、遠隔医療の需要が増加したことに伴い通信機能付き血圧計及び体重計の売上が増加し、カナダにおいても家庭用血圧計が大手量販店での販売が好調で、売上及び利益は増加しました。

欧州においては、英国でロックダウンの長期化もありeコマースが好調で売上は増加しております。ロシアにおいては血圧計の他、体温計も好調で現地通貨での売上は増加したものの、ルーブル安が進行し、円建ての売上は減少しております。一方、経費削減に努め利益は増加しました。

これらの結果、医療・健康機器事業の売上高は21,762百万円 (前連結会計年度比17.9%増)、営業利益は4,608百万円 (前連結会計年度比116.4%増) となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高

セグメント	金額 (百万円)	前連結会計年度比 (%)	構成比 (%)
計測・計量機器	26,662	△13.3	55.1
医療・健康機器	21,762	17.9	44.9
計	48,424	△1.6	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、総額で1,696百万円であり、主なものは当社の連結子会社である株式会社ホロンにおける土地の取得や新本社工場の建設等の設備投資1,128百万円であります。

また、ソフトウェアの取得のために総額で484百万円の投資を行いました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併及び吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当連結会計年度においては該当事項はありません。

なお、当社は連結子会社である株式会社MBSおよび三栄インスツルメンツ株式会社を2021年4月1日に吸収合併し、両社の事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年9月8付で子会社である株式会社ホロンの株式246,500株を1,121百万円で取得しております。なお、これによる持株比率の変動はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 (2017年度)	第 42 期 (2018年度)	第 43 期 (2019年度)	第 44 期 (当連結会計年度) (2020年度)
売 上 高 (百万円)	44,120	48,344	49,197	48,424
経 常 利 益 (百万円)	2,332	2,683	3,432	4,564
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,827	1,900	1,576	3,339
1株当たり当期純利益 (円)	89.22	92.74	76.88	161.87
総 資 産 (百万円)	47,048	50,981	49,302	54,119
純 資 産 (百万円)	15,939	18,090	18,576	23,387

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

なお、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第42期の期首より適用しており、第41期の総資産については当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
研 精 工 業 株 式 会 社	81,800千円	100.0%	電子天秤及び医療機器の製造
リ ト ラ 株 式 会 社	200,000千円	100.0%	インジケータ、ロードセル及び電子式天秤及び選別・仕分け機器の製造
株式会社オリエンテック	268,640千円	100.0%	計測機器の製造
株式会社サム電子機械	330,000千円	100.0%	各種試験装置の製造、販売
株式会社ベスト測器	20,000千円	100.0%	環境計測機器の開発、製造、販売
株 式 会 社 ホ ロ ン	1,764,024千円	51.0%	半導体電子ビーム測定検査装置の開発、製造、販売
A&D ENGINEERING, INC.	200千米ドル	100.0%	当社製品の販売（米国）
愛安德電子（深圳）有限公司	45,000千香港ドル	100.0%	電子血圧計及び計量機器の製造
A&D RUS CO., LTD.	505,247千露ルーブル	100.0%	当社製品の販売（ロシア）

- (注) 1. 上記の重要な子会社を含め、連結子会社は22社であります。当連結会計年度の連結業績は、「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
2. 当社は、2021年4月1日付にて株式会社MBSおよび三栄インスツルメンツ株式会社を吸収合併いたしました。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、計測・制御・シミュレーションシステム（DSPシステム）から電子計測機器、計量機器、血圧計等、「はかる」を軸に事業を展開し、様々な製品を取り扱っております。昨今の新型コロナウイルス感染症の流行は、社会的価値観と産業構造の変化をもたらし、AI、IoT、RPAといったデジタル技術の革新が加速化しているように思われます。また同時に気候変動問題に対する取り組みとしてカーボンニュートラル社会への移行が必要となっております。

これに伴い産業界では5G（第5世代移動通信システム）や自動車のEV化・エレクトロニクス化などへの取り組みが加速し、当社においても産業界の変化に対応する高度な計測技術の開発が課題となっております。そこで当社では、ICT（情報通信技術）対応健康機器の充実を通じた遠隔地医療への貢献や、DSPシステムによる自動車のEV化促進の支援、半導体の微細化に伴う半導体検査装置の高精密化等の

取り組みを進めております。

当社グループは、これまでの開発投資により多くの差別化された技術を蓄積しております。これらの技術を効果的に活用しながら、上記の取り組みを推進することで、持続的な事業の成長を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、下記製品の製造及び販売を行っております。

セグメント	主 要 製 品
計 測 ・ 計 量 機 器	＜計測機器＞ 計測・制御・シミュレーションシステム、音・振動解析装置、A/D・D/A変換器、電子銃、材料試験機、粘弾性試験機、摩擦磨耗試験機、油圧試験装置、排ガス計測機器、粘度計、超音波深傷器 ＜計量機器＞ 分析用電子天秤、汎用電子天秤、台秤、個数計、インジケータ、ロードセル、ウェイトチェッカ、金属検出機、X線検査機、トラックスケール、バッチャースケール、計量システム、工業計測機器
医 療 ・ 健 康 機 器	家庭用及び医科用電子血圧計、医療用計量器、健康関連機器

(6) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

株式会社エー・アンド・デイ	本 社	東京都豊島区
	営 業 所	横浜市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市
	事 業 所	岐阜県多治見市
	開発・技術センター	埼玉県北本市
研 精 工 業 株 式 会 社	本 社	茨城県下妻市
リ ト ラ 株 式 会 社	本 社	埼玉県日高市
株 式 会 社 オ リ エ ン テ ッ ク	本 社	埼玉県深谷市
株 式 会 社 サ ム 電 子 機 械	本 社	東京都西多摩郡瑞穂町
株 式 会 社 ベ ス ト 測 器	本 社	京都府八幡市
株 式 会 社 M B S	本 社	埼玉県北本市
三栄インスツルメンツ株式会社	本 社	東京都豊島区
株 式 会 社 ホ ロ ン	本 社	埼玉県所沢市
A&D ENGINEERING, INC.	本 社	アメリカ合衆国
A&D Australasia Pty Ltd	本 社	オーストラリア
A&D INSTRUMENTS LIMITED	本 社	イギリス
A&D KOREA Limited	本 社	韓国
A&D SCALES CO., LTD.	本 社	韓国
愛安德電子（深圳）有限公司	本 社	中国
A&D Technology Inc.	本 社	アメリカ合衆国
A&D RUS CO., LTD.	本 社	ロシア連邦
愛安德技研貿易（上海）有限公司	本 社	中国
A&D INSTRUMENTS INDIA PRIVATE LIMITED	本 社	インド
A&D Europe GmbH	本 社	ドイツ
A&D Vietnam Limited	本 社	ベトナム
A&D Instruments Canada Inc.	本 社	カナダ
A&D SCIENTECH TAIWAN LIMITED	本 社	台湾

(注) 当社は、2021年4月1日付にて株式会社MBSおよび三栄インスツルメンツ株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
計測・計量機器	1,251名	54名減
医療・健康機器	1,241	35名減
全社（共通）	52	-名
合計	2,544	89名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
732名	16名増	42.6歳	16.0年

（注） 使用人数には、他社への出向者及びパートの合計185名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	3,332百万円
株式会社足利銀行	2,560
株式会社三井住友銀行	1,641
株式会社三菱UFJ銀行	1,572
株式会社みずほ銀行	1,554

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	40,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	22,579,700株
③ 株主数		5,492名
④ 大株主（上位10名）		

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,386千株	6.61%
エー・アンド・デイ従業員持株会	1,159	5.53
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,128	5.38
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,090	5.20
(株)日本カストディ銀行（信託口）	846	4.04
(株)埼玉りそな銀行	606	2.89
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	589	2.81
野村信託銀行(株)（投信口）	499	2.39
(株)足利銀行	490	2.34
古川 哲	350	1.67

(注) 1. 当社は、提出会社名義の自己株式を1,616,070株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には株式給付信託（BBT）の導入時に設定した(株)日本カストディ銀行（旧 資産管理サービス信託銀行(株)）（信託E口）が所有する当社株式335,400株を含んでおりません。

2. 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2021年3月31日現在)

2005年6月28日開催定時株主総会決議による新株予約権（旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づきストック・オプションとして発行した新株予約権）

新株予約権の数		471個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 47,100株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 1円
新株予約権を行使することができる期間		2005年9月1日から 2035年8月31日まで
新株予約権の行使の条件		・対象者は、当社の役員（取締役又は監査役）を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただしこの場合、対象者は、役員を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の一部又は1個の新株予約権の一部を行使することはできない。 ・譲渡するときは当社取締役会の承認を要し、権利の質入れ、若しくはその他一切の処分をすることができない。 ・対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、一親等以内の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該役員が死亡した日の翌日から3ヵ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
当社役員の保有状況	取締役	保有者数 2人 新株予約権の数 471個 目的である株式の数 47,100株
	監査役	—

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長	森 島 泰 信	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	江 頭 昌 剛	営業担当 兼グローバルマーケティング本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	村 田 豊	開発担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	伊 藤 貞 雄	管理担当
取 締 役 執 行 役 員	高 田 信 吾	生産担当
取 締 役 執 行 役 員	古 川 哲	営業本部長
取 締 役	スティーブン プランケット	A&D ENGINEERING, INC. CEO A&D Instruments Canada Inc. CEO
取 締 役	川 田 博	
取 締 役	大 聖 泰 弘	
取 締 役	乾 裕	
常 勤 監 査 役	須 賀 孝 明	
監 査 役	綾 克 己	ときわ法律事務所 代表パートナー
監 査 役	原 口 輝 美	
監 査 役	梅 澤 英 雄	

(注) 1. 2020年6月25日開催の第43回定時株主総会において、乾裕氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

2. 取締役川田博、大聖泰弘及び乾裕の3氏は社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役綾克己、原口輝美及び梅澤英雄の3氏は社外監査役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役梅澤英雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償の限度とした責任限定契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険（D＆O保険）の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社役員の報酬は、「基本報酬」と、連結業績に連動する「業績連動報酬」、並びに中長期的な業績の向上を目的とする「株式報酬」で構成されております。

取締役の「基本報酬」は月額固定とし、株主総会で決議された報酬月額範囲内で決定します。取締役の基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であります。また、当社の監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬月額範囲内で監査役の職責に応じて監査役の協議により決定される「基本報酬」のみとします。

「業績連動報酬」は、業務執行役員である取締役を対象に、株主総会で決議された支給総額を上限として業績連動報酬を損金経理する前の税金等調整前当期純利益（連結）の2％を決算数値確定後に一括で支給します。税金等

調整前当期純利益を業績指標として選定した理由は、毎期の利益水準向上による企業価値向上を目標としており、そのための業績指標として適当と判断したためです。なお、当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における、業績連動報酬を損金経理する前の税金等調整前当期純利益（連結）は4,629百万円でした。

「株式報酬」は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業務執行役員である取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。取締役には、各事業年度における役位及び会社の業績達成度等に応じて定まる数のポイントが付与されます。ポイント付与の計算方法は下記の通りとなります。

（算式）

ポイント付与日の前年の6月末日における役位に応じた基準ポイント（表1）×評価対象期間における業績に応じた業績係数（表2）

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

役務対象期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイントは、次に定めるポイントの合計ポイント（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）とする。

なお、役位の変更があった月は変更後の役位であったものとみなす。

（1）変更前の役位である期間に応じたポイント

変更前の役位に応じた基準ポイント（表1）×評価対象期間における業績に応じた業績係数（表2）×（役務対象期間のうち変更前の役位で在任していた期間の月数÷12）

（2）変更後の役位である期間に応じたポイント

変更後の役位に応じた基準ポイント（表1）×評価対象期間における業績に応じた業績係数（表2）×（役務対象期間のうち変更後の役位で在任していた期間の月数÷12）

上記以外に当社が必要と判断した場合は、当社が必要と判断した日にポイントを付与することがあるが、この場合においては、付与するポイント数を取締役会にて決定する。

表1 基準ポイント

役 位	基準ポイント
代表取締役執行役員社長	11,300
取締役専務執行役員	7,500
取締役常務執行役員	6,400
取締役執行役員	5,600

表2 業績係数

営業利益達成率	係 数
50%未満	0.0
50%以上 90%未満	0.5
90%以上 110%未満	1.0
110%以上 120%未満	1.1
120%以上	1.2

営業利益達成率は営業利益（連結）期初予算額に対する達成率とする。

連結営業利益が赤字であった場合には、達成率に関わらず業績係数は0.0とする。

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における、株式報酬の算出の基準とすべき営業利益（連結）予算額1,130百万円に対し、実績は4,516百万円でした。営業利益を業績指標として選定した理由は、持続的な企業価値向上の実現のための成長性・効率性を表す指標として適当と判断したためです。

イ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の「基本報酬」の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第36回定時株主総会において月額2,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は0名）です。

「業績連動報酬」の支給総額は、2007年6月27日開催の第30回定時株主総会において5億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

「株式報酬」制度の導入については、2016年6月23日開催の第39回定時株主総会において決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第29回定時株主総会において月額300万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ウ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の「基本報酬」の額については、取締役会決議により一任された代表取締役社長森島泰信が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において役位、職責、他社水準及び当社業績等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき決定します。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループの経営状況や外部環境等を最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したからであり、第三者による適切な監督を行うため指名・報酬諮問委員会における審議の結果に基づき決定されております。また、取締役会としてもその審議結果を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

「業績連動報酬」の配分方法は2018年6月26日開催の第41回定時株主総会において取締役会に一任されることが決議されており、具体的には代表取締役執行役員社長1名あたり100、取締役専務執行役員1名あたり40、取締役常務執行役員1名あたり30、取締役執行役員1名あたり20とする比率で配分することと決定されております。

「株式報酬」の個人別の報酬等については、各事業年度における役位及び会社の業績達成度等に応じて定まる数のポイントが各取締役に付与されます。また、取締役に付与される5事業年度当たりのポイント数の合計は、40万ポイント（当社普通株式40万株相当）を上限とします。なお、取締役に付与されるポイントは、株式給付に際し1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

エ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	275 (16)	163 (16)	92 (0)	19 (0)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	31 (19)	31 (19)	0 (0)	0 (0)	4 (3)
合 計	307 (35)	195 (35)	92 (0)	19 (0)	14 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の他、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

取締役

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ 当事業年度における主な活動状況

a 取締役会への出席状況

	取 締 役 会	
	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 川 田 博	18	100.0
取締役 大 聖 泰 弘	18	100.0
取締役 乾 裕	15	100.0

(注) 乾裕氏については、2020年6月25日の就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

b 取締役会における発言状況

社外取締役川田博氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識によって、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外取締役大聖泰弘氏は、大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において専門的な見地から適宜質問をし、助言・提言を行っております。

社外取締役乾裕氏は、証券会社における経営者としての豊富な経験と資本市場に関する深い知見に基づき、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

c 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役は取締役会における助言・提言を通して、独立した客観的な立場からの経営の監督ならびに利益相反等の監督を行うとともに、任意の指名・報酬諮問委員会においては、川田博氏は委員長として、乾裕氏は委員として取締役候補者及び役員報酬の妥当性・適正性について審議を行い、取締役会に対して答申を行いました。

監査役

- イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ロ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ハ 当事業年度における主な活動状況
- a 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数(回)	出 席 率(%)	出席回数(回)	出 席 率(%)
監査役 綾 克 己	18	100.0	14	100.0
監査役 原 口 輝 美	18	100.0	14	100.0
監査役 梅 澤 英 雄	18	100.0	14	100.0

b 取締役会及び監査役会における発言状況

各社外監査役は、取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行い、監査役会においては監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項についての意見の表明を行いました。

社外監査役綾克己氏は、弁護士としての専門的な見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

社外監査役原口輝美氏は、事業会社における長年に亘る経営を含む幅広い業務経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

社外監査役梅澤英雄氏は、金融機関における長年の経験と財務及び会計に関する豊富な知見と経営に対する高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

(5) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価結果や、それを踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社ホロン、A&D ENGINEERING, INC.、愛安德電子（深圳）有限公司、A&D RUS CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由及びこれに準ずる事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任又は不再任することとしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「A & Dグループ倫理憲章」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とする。
- (2) 当社は取締役会が任命したコンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス体制を推進する機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底を図る。
- (3) 監査役会及び内部監査室は連携し、法令及び社内規程等の遵守体制や有効

性を監査し、適正性の確保に努める。

- (4) 財務報告については、当社グループの財務情報の信頼性を確保するための適正な内部統制システムを整備し、運用する。
- (5) 反社会的勢力や団体との一切の関係を排除し、それらからの要求も断固として拒否する体制を整備する。
- (6) 不正行為等に対する内部通報制度を整備し、問題の未然防止、早期発見並びに早期解決に努める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、法令及び社内規程に従い文書又は電磁的媒体に記録し、適切に管理する。これらの文書を取締役及び監査役はいつでも閲覧可能な状態とする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理推進に関わる課題を審議するためリスク管理委員会を設置するとともに「リスク管理規程」に基づき総括管理を行い、各部門はそれぞれのリスクを管理するための体制を構築する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能の強化及び効率化を図る。
- (2) 当社及び子会社は職務分掌・職務権限・業務運営手続等を社内規程により整備し、その適切な運営に努める。
- (3) 内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、必要に応じて業務の是正・改善等を提言し、当社グループの効率的な業務を推進する。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社は「関係会社管理規程」に基づき職務の執行を管理し、各担当部門又は総合戦略企画室が定期又は随時に事業状況等の報告を受ける他、重要事項については当社取締役会に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査を補助する能力と知識を備えた、専任又は兼任の使用人を置くこととし、その指名については取締役と監査役の協議によって決定する。
- (2) 監査役業務を補助すべき期間における当該使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとみなし、取締役又はその他の使用人からの指揮命令には服さないものとする。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、あるいは違法又は不正な行為を発見したときは直ちに監査役に報告し、監査役が報告を求めた場合は速やかにこれに応じる。また、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役はその職務執行に伴い前払い等の費用が生じたときは、その請求に基づき速やかに該当費用又は債務の支払いを行う。
- (2) 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、会社の重要会議に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めることができる。
- (3) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、必要に応じて相互に連携を取る。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、これらの勢力や団体からの要求に対しては毅然たる態度で臨んでおります。その旨を「A&Dグループ倫理憲章」に定め、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、速やかにかつ適正に対処できる体制を構築しております。

(7) 内部統制システムの運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査部門は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施し、取締役会へ報告を行っております。

② コンプライアンス

社外に内部通報窓口を設置し、適宜通報・相談ができる体制を整え、当社グループ全役職員に周知することで、当社グループ内の問題の早期発見と改善に努めております。

③ リスク管理

リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を4回開催し、規程で定められた各リスクの管理状況について報告を行い、当社グループの企業リスクのモニタリングを継続しております。

④ 取締役の職務の執行

当事業年度の取締役会は18回開催され、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

⑤ 監査役の職務の執行

監査役は、監査役全員による取締役会への出席の他、重要な会議への出席及び決裁書類等重要書類の閲覧を通じて取締役の職務の執行の監査を行うとともに、会計監査人及び内部監査室との「三者会議」での情報交換及び意見交換を通じて、当社グループ全体の内部統制システム全般のモニタリングを行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年 3 月 31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,028	流 動 負 債	24,588
現 金 及 び 預 金	13,118	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,290
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	13,108	短 期 借 入 金	11,374
商 品 及 び 製 品	6,583	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,867
仕 掛 品	2,259	リ ー ス 債 務	295
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,606	未 払 法 人 税 等	850
そ の 他	1,453	賞 与 引 当 金	1,211
貸 倒 引 当 金	△100	製 品 保 証 引 当 金	178
		そ の 他	3,520
固 定 資 産	14,091	固 定 負 債	6,143
有 形 固 定 資 産	10,185	社 債	500
建 物 及 び 構 築 物	2,792	長 期 借 入 金	3,825
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	320	リ ー ス 債 務	366
工 具、器 具 及 び 備 品	612	製 品 保 証 引 当 金	62
土 地	5,104	退 職 給 付 に 係 る 負 債	954
リ ー ス 資 産	277	役 員 株 式 給 付 引 当 金	79
使 用 権 資 産	354	資 産 除 去 債 務	29
建 設 仮 勘 定	723	そ の 他	325
無 形 固 定 資 産	1,638	負 債 合 計	30,731
の れ ん	210	純 資 産 の 部	
商 標 権	25	株 主 資 本	23,252
ソ フ ト ウ ェ ア	1,322	資 本 金	6,388
そ の 他	80	資 本 剰 余 金	6,413
		利 益 剰 余 金	11,506
投 資 そ の 他 の 資 産	2,267	自 己 株 式	△1,056
投 資 有 価 証 券	164	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△2,479
退 職 給 付 に 係 る 資 産	78	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28
繰 延 税 金 資 産	1,440	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,907
そ の 他	585	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	399
貸 倒 引 当 金	△2	非 支 配 株 主 持 分	2,614
資 産 合 計	54,119	純 資 産 合 計	23,387
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	54,119

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		48,424
売 上 原 価		26,787
売 上 総 利 益		21,636
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,232
営 業 利 益		4,404
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	59	
受 取 配 当 金	13	
為 替 差 益	89	
受 取 地 代 家 賃	39	
補 助 金 収 入	151	
そ の 他	94	447
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	165	
売 上 割 引	20	
そ の 他	101	287
経 常 利 益		4,564
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	2
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	2	
減 損 損 失	25	29
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,536
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,338	
法 人 税 等 調 整 額	△386	952
当 期 純 利 益		3,584
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		245
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,339

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,388	6,442	8,586	△1,056	20,361
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△419		△419
親会社株主に帰属する当期純利益			3,339		3,339
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連結子会社の増資による持分の増減		△28			△28
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△28	2,919	△0	2,891
当 期 末 残 高	6,388	6,413	11,506	△1,056	23,252

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	14	△3,529	357	△3,157	10	1,362	18,576
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△419
親会社株主に帰属する当期純利益							3,339
自 己 株 式 の 取 得							△0
連結子会社の増資による持分の増減						1,050	1,021
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	13	622	41	678	△10	202	870
連結会計年度中の変動額合計	13	622	41	678	△10	1,252	4,811
当 期 末 残 高	28	△2,907	399	△2,479	—	2,614	23,387

貸 借 対 照 表

(2021年 3 月 31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,031	流 動 負 債	17,219
現 金 及 び 預 金	4,035	支 払 手 形	283
受 取 手 形	3,206	買 掛 金	3,036
売 掛 金	6,434	短 期 借 入 金	6,763
商 品 及 び 製 品	1,929	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,378
仕 掛 品	224	リ ー ス 債 務	111
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	779	未 払 金	2,439
前 渡 金	110	未 払 法 人 税 等	661
未 収 入 金	1,179	未 賞 与 引 当 金	938
そ の 他	207	製 品 保 証 引 当 金	55
貸 倒 引 当 金	△76	そ の 他	551
固 定 資 産	20,885	固 定 負 債	4,497
有 形 固 定 資 産	4,394	社 債	500
建 物	844	長 期 借 入 金	3,005
構 築 物	235	リ ー ス 債 務	124
機 械 及 び 装 置	12	退 職 給 付 引 当 金	496
車 両 運 搬 具	0	役 員 株 式 給 付 引 当 金	79
工 具、器 具 及 び 備 品	406	そ の 他	292
土 地	2,640	負 債 合 計	21,717
リ ー ス 資 産	216	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	38	株 主 資 本	17,171
無 形 固 定 資 産	1,222	資 本 金	6,388
ソ フ ト ウ ェ ア	1,207	資 本 剰 余 金	6,452
そ の 他	14	資 本 準 備 金	6,404
投 資 そ の 他 の 資 産	15,268	そ の 他 資 本 剰 余 金	47
投 資 有 価 証 券	100	利 益 剰 余 金	5,386
関 係 会 社 株 式	9,907	利 益 準 備 金	72
関 係 会 社 出 資 金	4,472	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,314
長 期 貸 付 金	6	別 途 積 立 金	555
繰 延 税 金 資 産	643	繰 越 利 益 剰 余 金	4,759
そ の 他	210	自 己 株 式	△1,056
貸 倒 引 当 金	△2	評 価 ・ 換 算 差 額 等	28
投 資 損 失 引 当 金	△71	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28
資 産 合 計	38,917	純 資 産 合 計	17,199
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	38,917

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,135
売 上 原 価		21,743
売 上 総 利 益		11,392
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,401
営 業 利 益		1,990
営 業 外 収 益		870
受 取 利 息 及 び 配 当 金	648	
為 替 差 益	151	
そ の 他	71	125
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
そ の 他	70	
経 常 利 益		2,735
特 別 利 益		11
固 定 資 産 売 却 益	0	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	2,724
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	11	
税 引 前 当 期 純 利 益		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	603	640
法 人 税 等 調 整 額	37	
当 期 純 利 益		2,083

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
		資 準 備 金				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	6,388	6,404	47	6,452	72	555	3,095	3,722
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△419	△419
当 期 純 利 益							2,083	2,083
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,664	1,664
当 期 末 残 高	6,388	6,404	47	6,452	72	555	4,759	5,386

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,056	15,506	14	14	10	15,531
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△419				△419
当 期 純 利 益		2,083				2,083
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			13	13	△10	3
事業年度中の変動額合計	△0	1,664	13	13	△10	1,667
当 期 末 残 高	△1,056	17,171	28	28	—	17,199

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社エー・アンド・デイ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福島 力 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 成田 孝行 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エー・アンド・デイの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・アンド・デイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月 27 日

株式会社エー・アンド・デイ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 島 力 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 成 田 孝 行 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エー・アンド・デイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

株式会社 エー・アンド・デイ 監査役会

常 勤 監 査 役	須 賀 孝 明	⑩
社 外 監 査 役	綾 克 己	⑩
社 外 監 査 役	原 口 輝 美	⑩
社 外 監 査 役	梅 澤 英 雄	⑩

以 上

I. 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 22社

主要な連結子会社

研精工業(株)

リトラ(株)

(株)オリエンテック

(株)ホロン

A&D ENGINEERING, INC.

愛安德電子（深圳）有限公司

A&D RUS CO., LTD.

(2) 主要な非連結子会社

A&D TRADING (HK) COMPANY LIMITED

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 一社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用していない非連結子会社（A&D TRADING (HK) COMPANY LIMITED）及び関連会社（A&D Boryung Medical CO., LTD）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち愛安德電子（深圳）有限公司、A&D RUS CO., LTD. 及び愛安德技研貿易（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成に当たっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …… 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品

……………主として総平均法（仕掛品の一部は個別法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品 ……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

……………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

（ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

……………商標権については、見込有効期間（15年）に基づく均等償却によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益（見込有効期間5年）に基づく償却方法によっております。

上記以外の無形固定資産については、定額法によっております。

リース資産 ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めのものについては、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

使用権資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

製品保証引当金 …………… 製品の無償補修費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の支出割合に基づき必要額を計上しております。

役員株式給付引当金 …………… 役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

…………… 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

…………… 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

…………… 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

…………… 工事進行基準（工事の進捗見積りは原価比例法）

その他の工事 …………… 工事完成基準

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間から15年間の均等償却を行っております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(11) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは次のとおりであります。

たな卸資産

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金額(百万円)
商 品 及 び 製 品	6,583
仕 掛 品	2,259
原材料及び貯蔵品	3,606
た な 卸 資 産 計	12,448

このたな卸資産は評価損を控除した後の金額であります。当該評価損の主要な金額は当社が保有するたな卸資産に係る評価損となっております。

当社は、グループの営業、製造及び研究開発活動の中心拠点であり、多品種かつ多量の製品、原材料及び仕掛品等のたな卸資産を保有しております。そのため、個別受注品を除く当社が保有するたな卸資産は評価損が多額になる傾向にあります。

当社グループでは、個別受注品を除くたな卸資産は、過去の販売実績や払出実績に基づいて、収

益性の低下の事実を反映するように、帳簿価額の切り下げを行っております。このたな卸資産に関する評価損は、過去の販売実績や払出実績に基づき将来の状況を見込んで見積っております。そのため将来の販売、払出及び廃棄の状況が見積りの前提と異なる結果となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、たな卸資産に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(取締役に対する株式給付信託)

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」という。）を導入し、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を準用しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が、信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度末において126百万円、335千株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,532百万円
2. 担保提供資産	
担保資産の内容及びその金額	
建物及び構築物	1,171百万円
土地	3,150百万円
投資有価証券	3百万円
投資その他の資産「その他」	75百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	3,539百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,661百万円
長期借入金	2,628百万円

(注) 上記の他、連結上消去されている関係会社株式71百万円を担保に供しています。

3. 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金残高のうち3,032百万円には、財務制限条項が付されております。
なお、契約毎に条項は異なりますが、主なものは以下のとおりです。

①各年度の決算期末日の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年度末の75%以上に維持すること。

②各年度の決算期において連結及び単体の損益計算書における経常損益を損失にしないこと。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	22,579,700株	一株	一株	22,579,700株
自 己 株 式				
普 通 株 式	1,951,360株	110株	一株	1,951,470株

(注) 1. 自己株式には、役員株式給付信託制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（旧資産管理サービス信託銀行株式会社）（信託E口）が所有している普通株式335,400株が含まれております。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回新株予約権 (2018年12月17日発行)	普通株式	2,860,000	—	2,860,000	—	—
合計			2,860,000	—	2,860,000	—	—

(注) 減少は新株予約権の消却によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	209	10.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	209	10.00	2020年9月30日	2020年12月7日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金3百万円がそれぞれ含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	314	利益剰余金	15.00	2021年3月31日	2021年6月25日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 47,100株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に経常運転資金について銀行借入により調達しております。一時的な余資は安定性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての債務のネットしたポジションについて注視し、ポジションが大幅に偏った場合等には先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、概ね外貨建ての債権残高の範囲内にあります。社債、借入金及びリース債務は、主に経常的な企業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、概ね5年以内であります。このうち一部は、外貨建て債権の為替変動リスクをヘッジする目的で外貨建てのものがあります。また、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、売掛債権管理規程等に従い、営業管理部門が中心となって与信状況を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、経理規程及び有価証券管理規程等に従い、金額及び投資対象を限定して運用することとしているため、信用リスクは限定的であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要と認める場合には先物為替予約を利用してヘッジを行います。なお、為替相場の状況により、原則として3ヶ月を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

また、当社及び一部の連結子会社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するため必要と認めるときは金利スワップ取引を利用します。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や範囲等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき、半年ごとに取締役会に報告し、経理部において管理を行っております。連結子会社についても、同様のデリバティブ取引管理規程により、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2.をご参照ください）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	13,118	13,118	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,108	13,108	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	89	89	—
資産計	26,316	26,316	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,290	4,290	—
(2) 短期借入金	11,374	11,374	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	6,692	6,697	4
負債計	22,357	22,362	4
デリバティブ	—	—	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合

計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

通貨オプションの時価については、取引金融機関等から提示された価格等によっております。

金利スワップの時価については、特例処理の対象とされており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
① 関係会社株式	19
② その他有価証券 非上場株式	55

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,007円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 161円87銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

Ⅱ. 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品

……………総平均法(仕掛品の一部は個別法)による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

……………定率法(ただし、1998年4月1日以降、新たに取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

……………定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益(見込有効期間5年)に基づく償却方法によっております。

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取り決めのものについては、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

長期前払費用 …………… 均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金 …………… 関係会社への投資に対する損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

製品保証引当金 …………… 製品の無償補修費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の支出割合に基づき必要額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員株式給付引当金 …… 役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

…………… 工事進行基準（工事の進捗見積りは原価比例法）

その他の工事 …………… 工事完成基準

(6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目に

については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（表示方法の変更に関する注記）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは次のとおりであります。

たな卸資産

当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目 名	金額(百万円)
商 品 及 び 製 品	1,929
仕 掛 品	224
原材料及び貯蔵品	779
た な 卸 資 産 計	2,933

なお、会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報は、連結計算書類において同一の内容が記載されているため、記載を省略しております。

（追加情報）

（取締役に対する株式給付信託）

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」という。）を導入し、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を準用しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が、信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資

産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当事業年度末において126百万円、335千株であります。

- ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,524百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	3,066百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	2,971百万円
4. 保証債務	
次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
A&D ENGINEERING, INC.	752百万円
A&D INSTRUMENTS LIMITED	182百万円
A&D KOREA Limited	528百万円
愛安德電子（深圳）有限公司	331百万円
愛安德技研貿易（上海）有限公司	101百万円
合計	1,896百万円

5. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物	815百万円
構築物	235百万円
土地	2,310百万円
投資有価証券	3百万円
関係会社株式	71百万円
投資その他の資産「その他」	75百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	2,671百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,661百万円
長期借入金	2,628百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

関係会社との営業取引による取引高の総額

売上高	12,485百万円
仕入高	16,166百万円
その他の営業費用	401百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	677百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	1,951,360株	110株	－株	1,951,470株

- (注) 1. 自己株式には、役員株式給付信託制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（旧資産管理サービス信託銀行株式会社）（信託E口）が所有している普通株式335,400株が含まれております。
2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	202百万円
貸倒引当金	23百万円
減価償却超過額	54百万円
投資有価証券評価損	37百万円
関係会社株式等評価損	264百万円
未払費用	19百万円
未払法定福利費	42百万円
未払事業税	43百万円
賞与引当金	286百万円
製品保証引当金	16百万円
退職給付引当金	151百万円
投資損失引当金	21百万円
役員株式給付引当金	24百万円
その他	4百万円

繰延税金資産小計	1,190百万円
----------	----------

評価性引当額	△535百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	655百万円
----------	--------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△11百万円
--------------	--------

繰延税金負債合計	△11百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	643百万円
-----------	--------

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	研精工業(株)	茨城県下妻市	81 百万円	電子計量機 器、医療機 器の製造	(所有) 直接 100.0	兼任 1名	当社製品 の製造等	当社製品 の製造 (注)1	2,539	買掛金	421
	リトラ(株)	埼玉県日高市	200 百万円	電子計量機 器、医療機 器の製造	(所有) 直接 100.0	兼任 1名	当社製品 の製造等	当社製品 の製造 (注)1	2,601	買掛金	1,159
	(株)オリエンテック	埼玉県深谷市	268 百万円	計測機器の 製造	(所有) 直接 100.0	兼任 2名	当社製品 の製造等	当社製品 の製造 (注)1	1,504	買掛金	281
	A&D ENGINEERING, INC.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	200 千米ドル	電子計量機 器、医療・ 健康機器の 販売	(所有) 直接 100.0	兼任 2名	当社製品 の販売	当社製品 の販売 (注)2	5,054	売掛金	720
								債務保証 (注)3	752	—	—
	A&D INSTRUMENTS LIMITED	イギリス オックスフォード州	1,800 千英ポンド	計測・計量 機器、医療・健康機器 の販売	(所有) 直接 100.0	兼任 1名	当社製品 の販売	当社製品 の販売 (注)2	765	売掛金	465
	A&D KOREA Limited	韓国 ソウル特別市	1,000 百万韓ウォン	計測・計量 機器、医療・健康機器 の販売	(所有) 直接 100.0	兼任 3名	当社製品 の販売	債務保証 (注)3	528	—	—
	愛安德電子 (深圳) 有限公司	中国広東省	45,000 千香港ドル	健康機器・ 電子計量機 器の製造	(所有) 直接 100.0	兼任 2名	当社製品 の製造等	当社製品 の製造等 (注)1	5,217	買掛金	473
								債務保証 (注)3	331	—	—
	A&D RUS CO., LTD.	ロシア連邦 モスクワ市	505,247 千露ルーブル	電子計量機 器、医療・ 健康機器の 販売	(所有) 直接 100.0	兼任 1名	当社製品 の販売	当社製品 の販売 (注)2	4,063	売掛金	494

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 市場価格及び総原価を勘案し、決定しております。
2. 市場価格を勘案し、決定しております。
3. 金融機関からの借入に対し債務保証を行っており、保証料は受領しておりません。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 833円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 101円03銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。